

# 第1章 総説

(空白ページ)

## 第1節 学校安全の定義

学校安全は、学校保健、学校給食とともに学校健康教育の三領域の一つであり、それぞれが、独自の機能を担いつつ、相互に関連を図りながら、児童生徒等の健康の保持増進を図っている。また、課題によっては、生徒指導、情報モラルの育成などとの連携も必要となる。

学校安全の活動は、児童生徒等が自らの行動や外部環境に存在する様々な危険を制御して、自ら安全に行動したり、他の人や社会の安全のために貢献したりできるようにすることを目指す安全教育と、児童生徒等を取り巻く環境を安全に整えることを目指す安全管理、そして両者の活動を円滑に進めるための組織活動という三つの主要な活動から構成されている。その際、安全教育と安全管理は学校安全の両輪とされ、相互に関連付けて行う必要がある。また、校内組織、家庭・地域社会と連携を図る組織などの活動との関連付けも図るべきである。

### 1 安全教育

安全教育には、安全に関する基礎的・基本的事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高めることによって安全について適切な意志決定ができるようにすることをねらいとする「安全学習」の側面と、当面している、あるいは近い将来当面するであろう安全に関する問題を中心に取り上げ、安全の保持増進に関するより実践的な能力や態度、さらには望ましい習慣の形成を目指して行う「安全指導」の側面があり、相互の関連を図りながら、計画的、継続的に行われるものである。このことを、教育課程の領域に則して考えてみると、主として、前者は小学校体育科（保健領域）、中学校保健体育科（保健分野）及び高等学校保健体育科（科目「保健」）を中心として、生活科、社会科、理科などの関連した内容のある教科や道徳、総合的な学習の時間などで取り扱い、後者は、特別活動の学級（ホームルーム）活動や学校行事・課外指導などで取り上げられることが多い。

なお、道徳教育は、生命の尊重をはじめ、きまりの遵守、公德心、公共心など、安全な生活を営むために必要な基本的な内容の指導を行うこととされており、安全にとって望ましい道徳的態度の形成という観点から、安全学習及び安全指導双方の基盤としての意義をもつことができる。

安全教育を行う場合には、児童生徒等が安全に関する問題について、興味・関心をもって積極的に学習に取り組み、思考力・判断力を身に付け、安全について適切な意志決定や行動選択ができるように工夫する。例えば、危険予測の演習、視聴覚教材や資料の活用、地域や校内の安全マップづくり、学外の専門家による指導、避難訓練や応急手当のような実習、誘拐や傷害などの犯罪から身を守るためにロールプレイングを導入することなどが効果的である。さらには、周囲の人々の安全、家庭、地域など社会の安全に貢献できるような資質や能力を養うため、学校、家庭及び地域社会の安全活動に参加・協力する体験等も効果的である。

## 2 安全管理

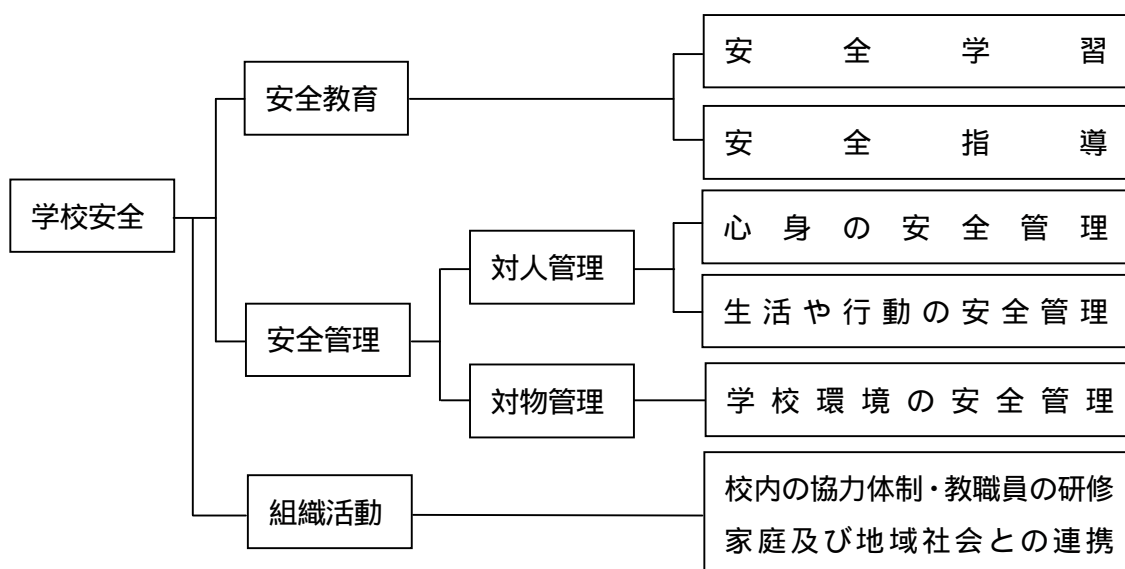
学校における安全管理は、事故の要因となる学校環境や児童生徒等の学校生活等における行動の危険を早期に発見し、それらの危険を速やかに除去するとともに、万が一、事件・事故災害が発生した場合には、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立して、児童生徒等の安全の確保を図ることを目指して行われるものである。安全管理は、児童生徒等の心身状態の管理及び様々な生活や行動の管理からなる対人管理、さらには学校の環境の管理である対物管理から構成される。安全管理は、教職員が中心となって行われるものであるが、安全に配慮しつつ、児童生徒等が危険な状況を知らせたり簡単な安全点検にかかわったりするなど、児童生徒等に関与、参画させることは、安全教育の視点からも重要であると考えられる。

## 3 組織活動

P 87

安全教育や安全管理は、内容、対象となる場、行われる機会などが多様であることから、安全教育と安全管理を効果的に進めるためには、学校の教職員の研修、児童生徒等を含めた校内の協力体制や家庭及び地域社会との密接な連携を深めながら、学校安全に関する組織活動を円滑に進めることが極めて重要である。

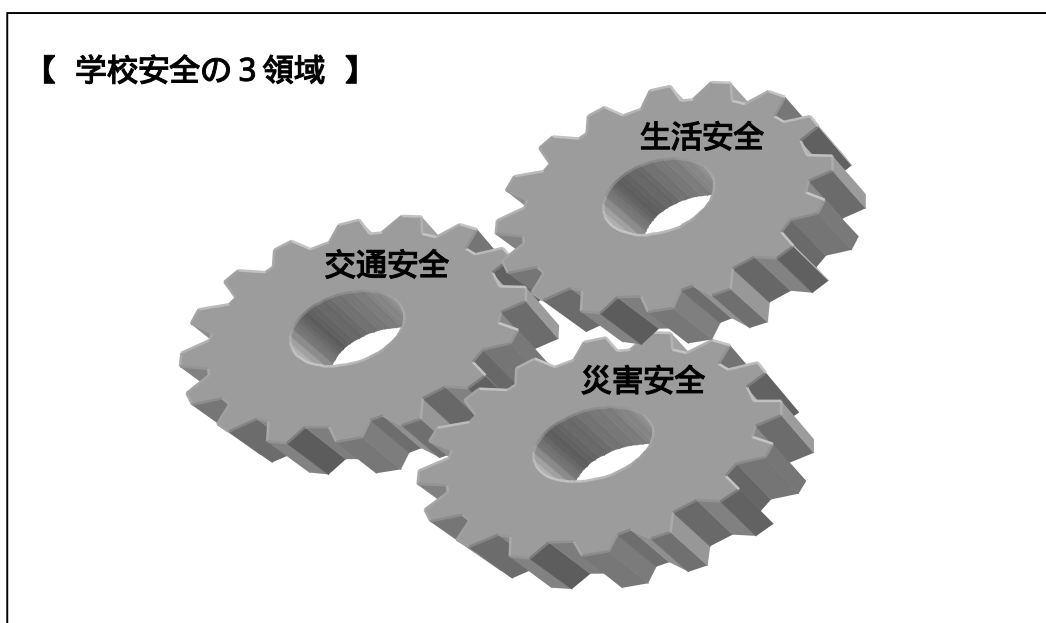
### 【 学校安全の構造図 】



#### 4 学校安全の3領域

学校安全の領域としては「生活安全」「交通安全」「災害安全（防災と同義）」の三つの領域が挙げられる。「生活安全」では、日常生活で起こる事件・事故災害を取り扱い、児童生徒等が不審者により危害を加えられる事件も少なくないことから、誘拐や傷害などの犯罪被害防止も重要な内容の一つとしている。「交通安全」には、様々な交通場面における危険と安全が含まれる。「災害安全」には、地震、津波、風水（雪）害、火山活動のような自然災害はもちろん、火災や原子力災害も含まれる。

なお、学校給食における食中毒、薬物乱用、違法・有害サイトを通じた犯罪、児童生徒間暴力の防止や解決及び学校環境の衛生等については、学校給食、学校保健、生徒指導等の関連領域で取り扱うことが適切であると考えられることから、本指針では取り扱わない。ただし、事件・事故災害を防ぐとともに、発生時の被害を最小限にするためには、必要に応じて関連領域と連携することが求められる。



### 第2節 学校安全計画の作成 資料P96～P108

児童生徒等の事件・事故災害はあらゆる場面において発生しうることから、すべての教職員が学校安全の重要性を認識し、様々な取組を総合的に進めることが求められている。そのため、学校保健安全法第27条で策定・実施が規定されている学校安全計画を作成し、教職員の共通理解の下で計画に基づく取組を進めていくことが重要である。

学校安全計画は、安全教育の各種計画に盛り込まれる内容と安全管理の内容とを統合し、全体的な立場から、年間を見通した安全に関する諸活動の総合的な基本計画として、教職員の共通理解の下で立案することが望ましい。

## 1 学校安全計画の内容【必須の記載事項】

### (1) 安全教育に関する事項

関連教科、道徳の時間、総合的な学習の時間における安全に関する指導事項

学年別・月別の安全指導の指導事項

- ・学級（ホームルーム）活動における指導事項
- ・学校行事（避難訓練、交通安全教室などの安全に関する行事）における指導事項
- ・児童（生徒）会活動、クラブ活動・部活動等での安全に関する指導事項
- ・課外における指導事項
- ・個別指導に関する事項
- その他必要な事項

### (2) 安全管理に関する事項

生活安全

ア 施設・設備、器具・用具等の安全点検

イ 各教科、学校行事、クラブ活動・部活動、休憩時間その他における学校生活の安全のきまり・約束等の設定、安全を確保するための方法等に関する事項

ウ 生活安全に関する意識や行動、事件・事故災害の発生状況等の調査

エ 校内及び地域における誘拐や傷害などの犯罪被害防止対策及び緊急通報等の体制に関する事項

オ その他必要な事項

交通安全

ア 通学路の設定と安全点検

イ 通学に関する安全のきまり・約束等の設定

ウ 自転車、二輪車、自動車（定時制高校の場合）の使用に関するきまりの設定

エ 交通安全に関する意識や行動、交通事故の発生状況等の調査

オ その他必要な事項

通学に関しては、誘拐等の犯罪被害防止という生活安全の観点も考慮すること。

災害安全

ア 防災のための組織づくり、連絡方法の設定

イ 避難場所、避難経路の設定と点検・確保

ウ 防災設備の点検、防災情報の活用方法の設定

エ 防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況等の調査

オ その他必要な事項

災害安全では、自然災害以外の火災や原子力災害なども取り上げること。

<備考>

事件・事故災害発生時における措置の具体的な内容及び手順を定めた危機管理マニュアルの整備に関する事項については、不審者の侵入事件や防災をはじめ各学校の実情に応じて取り上げること。

### (3) 安全に関する職員研修等の組織活動

家庭、地域社会との連携を密にするための地域学校安全委員会等の開催

安全教育、応急手当、防犯・防災等の危機管理マニュアル等に関する校内研修事項

保護者対象の安全に関する啓発事項

家庭、地域社会と連携した防犯、防災、交通安全などに関する具体的な活動

その他必要な事項

## 2 学校安全計画の策定・実施にあたって

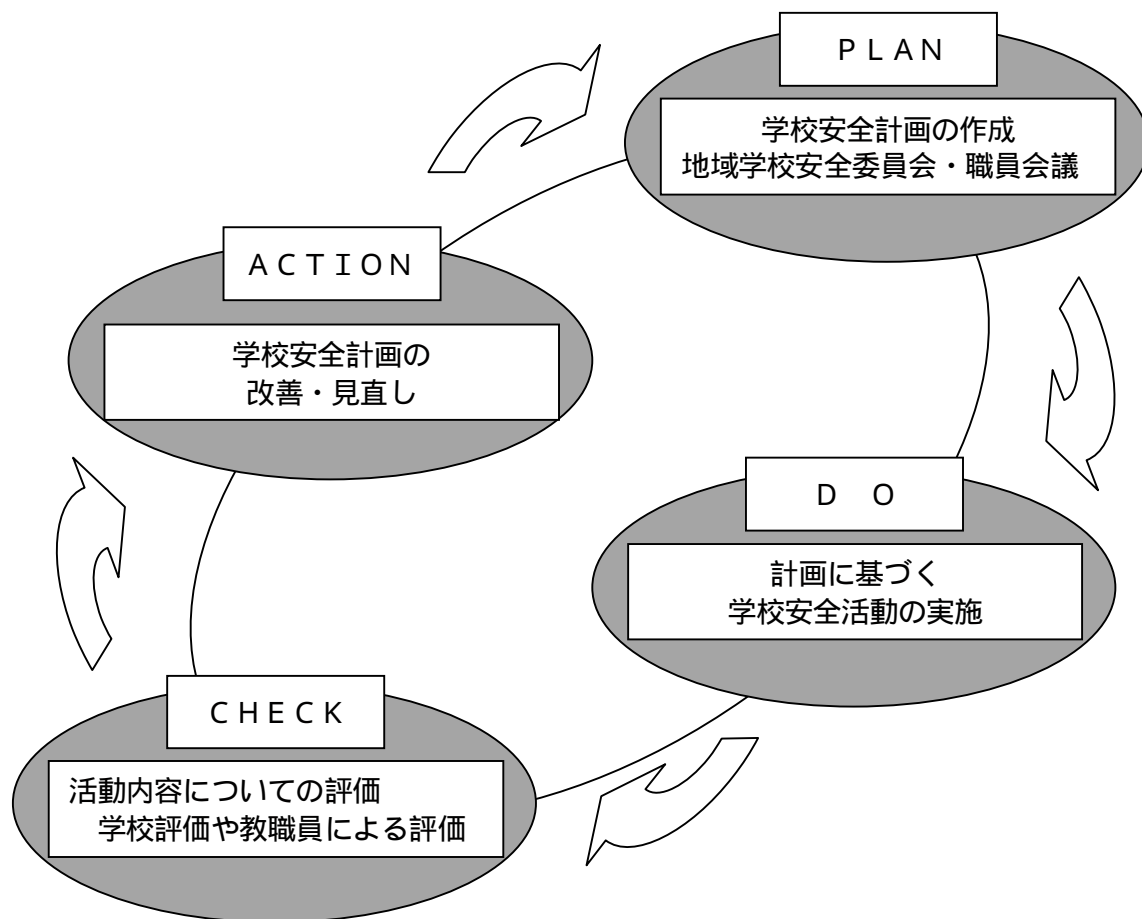
学校安全の取組の実施に当たっては、教職員が学校安全の重要性を認識し、様々な取組を総合的に進めることが求められている。そのためには、作成の過程から、各学校の学校安全の運営方針や指導の重点事項、生活安全・交通安全・災害安全に関する取組のねらい・内容等について共通理解が図られるよう配慮するとともに、教職員の役割分担を明確にしつつ体制を整え、計画に基づく取組を進めていくことが重要である。

また、児童生徒等の安全を守るための取組が適切に行われるようにするためには、内容や手段、学校内の取組体制が適切であったか、地域との連携が適切に進められていたかなど定期的に取組状況を振り返り、点検し、次の対策につなげていくことが必要である。

具体的には、計画（PLAN）- 実施（DO）- 評価（CHECK）- 改善（ACTION）のサイクルの中で、定期的に計画の内容や取組を評価し見直しを行い、効果的な学校安全活動を充実させていくことが必要である。

さらに、保護者や関係機関・関係団体等と連携協力を図っていくことが重要であることから、学校安全計画の内容について、保護者等の関係者に周知することが望ましい。

### 【 PDCAサイクル 】



## 第3節 安全教育

### 1 安全教育の目標

学校における安全教育の目標は、概説すると、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質や能力を養うことにある。具体的には以下の三つの目標が挙げられる。

- (1) 日常生活における事件・事故災害や犯罪被害等の現状、原因及び防止方法について理解を深め、現在及び将来に直面する安全の課題に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意志決定や行動選択ができるようにする。
- (2) 日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善することができるようにする。
- (3) 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できるようにする。

### 2 各発達段階等における安全教育の重点

#### (1) 幼児 資料P96・P119

日常生活の場面で、安全な生活習慣や態度を身に付けることができるようにする。

また、危険な場所での行動や事件・事故災害時には、教職員や保護者の指示に従い行動できるようにするとともに、危険な状態を発見したときには教職員や保護者など近くの人に伝えることができるようにする。

#### (2) 小学生 資料P98・P120

ア 低学年では、安全に行動することの大切さを理解し、安全のためのきまり・約束を守ることや身の回りの危険に気付くことができるようにする。また、危険な状態を発見した場合や事件・事故災害時には、教職員や保護者など近くの人に速やかに連絡し、指示に従うなど適切な行動ができるようにする。

イ 中学年では、「生活安全」「交通安全」「災害安全」に関する様々な危険の原因や事故の防止について理解し、危険に気付くことができるとともに、自ら安全な行動をとることができるようにする。

ウ 高学年では、中学年までに学習した内容を一層深めるとともに、様々な場面で発生する危険を予測し、進んで安全な行動ができるようにする。また、自分自身の安全だけでなく、家族など身近な人々の安全にも気配りができるようにする。さらに、簡単な応急手当ができるようにする。



(3) 中学生 **資料P100・P125**

小学校までの学習内容をさらに深め、交通安全や日常生活に関して安全な行動をとるとともに、応急手当の技能を身に付けたり、防災への備えや的確な避難行動ができるようにする。

また、他者の安全に配慮することはもちろん、自他の安全に対する自己責任感の育成も必要である。さらに、学校、地域の防災や災害時のボランティア活動等の大切さについても理解を深め、参加できるようにする。

(4) 高校生 **資料P102・P129**

自らの安全の確保はもとより、友人や家族、地域社会の人々の安全にも貢献する大切さについて一層理解を深める。また、心肺蘇生法などの応急手当の技能を高め、適切な手当が実践できるようにする。さらに、安全で安心な社会づくりの理解を深めるとともに、地域の安全に関する活動や災害時のボランティア活動等に積極的に参加できるようにする。

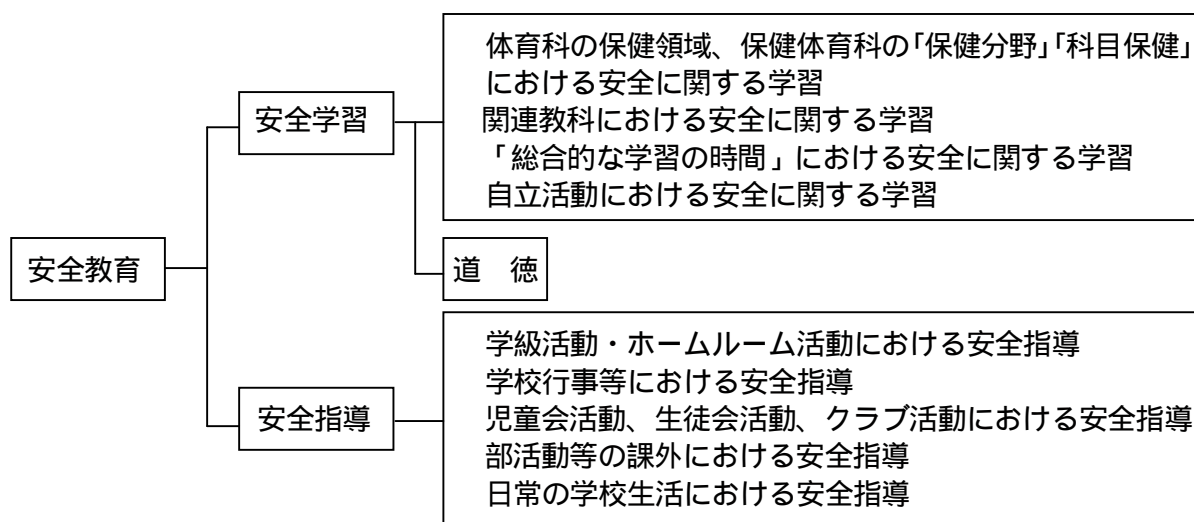
(5) 障害のある児童生徒等 **資料P104・134**

児童生徒等の障害の状態、発達の段階、特性等及び地域の実態等に応じて、自ら危険な場所や状況を予測・回避したり、必要な場合には援助を求めたりすることができるようにする。

### 3 安全教育の領域と構造

学校における安全教育は、以下のように教育課程の各教科・科目、道徳、特別活動等に位置付けられ、それぞれの特質に応じて適切に実施されるものである。なお、学校における安全教育には、「安全学習」の側面と「安全指導」の側面があり、主として取り扱われる教科・領域等は、下図に示したとおりである。なお、安全学習と安全指導は、重複無く明確に区別されるものではない。例えば、安全指導において、児童生徒が自主的活動を行うことや意志決定、行動選択を扱うことなどが考えられる。

【 安全教育の領域と構造 】



## 4 安全教育の位置づけ

### (1) 幼稚園 **資料P96・P119**

幼稚園教育要領の領域「健康」では、「健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。」とし、ねらいとして「健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。」ことが示されている。その内容としては、「危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。」ことが挙げられている。

### (2) 小学校 **資料P98・P120**

小学校学習指導要領総則第1の3において、「学校における体育・健康に関する指導は、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科の時間はもとより、家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。」と規定している。

### (3) 中学校 **資料P100・P125**

中学校学習指導要領総則第1の3において、「学校における体育・健康に関する指導は、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科の時間はもとより、技術・家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。」と規定している。

### (4) 高等学校 **資料P102・P129**

高等学校学習指導要領総則第1款の3において、「学校における体育・健康に関する指導は、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科はもとより、家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。」と規定している。

(5) 特別支援学校 **資料P104・134**

## 幼稚部

安全に関する指導として「安全に関する指導に当たっては、情緒の安定を図り、遊びを通して状況に応じて機敏に自分の体を動かすことができるようにするとともに、危険な場所や事物などが分かり、安全についての理解を深めるようにすること。また、交通安全の習慣を身に付けるようにするとともに、災害時に適切な行動がとれるようにするための訓練なども行うようにすること。」としている。

## 小学部・中学部

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領総則第2節第1の3の趣旨を受け、安全に関する指導は、小学校、中学校と同様に、学校における教育活動全体を通じて行わなければならないものである。児童生徒の実態に即して学習環境を整えるなど、安全に留意するものとし、児童生徒が危険な場所や状況を把握したり、判断したり、予測したり、回避したりすることができるように十分配慮するとともに、遊具や物品、通学路の安全点検を十分に行うこと、学習活動における物品の扱い方に留意することが大切である。

また、特別支援学校独自の教科における指導としては、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の小学部生活科で、児童の生活に関連が深い内容について、次の各段階、「教師と一緒に健康で安全な生活をする。」「教師の援助を受けながら健康で安全な生活をする。」「健康や身体の変化に関心を持ち、健康で安全な生活をするように心掛ける。」が示されている。

実際の指導では、「危険防止」や「交通安全」などが取り扱われる。「危険防止」については、危ないことや危険な場所について知るとともに、場所や状況に応じて、自分自身を守れるように適切な行動をとること、道具の正しい使い方を知ることなどが指導内容となる。指導に当たっては、日常の実生活的な生活の中で、危険な場所や状況に近付かないことや回避することなどをきめ細かく指導することが大切である。「交通安全」については、安全に気を付けながら道路を横断すること、信号や標識の意味を知って守ることなどが指導内容となる。指導に当たっては、交通安全は日常の社会生活をする上での基本的な事項であり、直接、生命にかかわることなので、児童の実態を的確に把握し、登下校の場だけでなく、状況に合わせて指導する必要がある。その他、生活科では、避難訓練の重要性を知ること、教師等の指示に従って避難できる、災害時に適切な行動ができるようにするなども取り扱う必要がある。中学部保健体育科では、「自分の発育・発達に関心をもったり、健康・安全に関する初歩的な事柄を理解したりする。」と示されており、指導に当たっては、事故を防止するために、生徒の安全に対する理解の程度や運動能力などを十分に考慮するとともに、事前の安全点検と環境整備を十分に行之、器械器具や施設の正しい扱い方と運動の方法についての指導に十分に時間をかけることが大切である。

## 高等部

特別支援学校高等部学習指導要領総則第2節第1款の3の趣旨を受け、安全に関する指導は、高等学校と同様に、学校における教育活動全体を通じて行わなければならないものである。小学部・中学部同様に、生徒の実態に即して安全な学習環境を整え、安全に留意するものとし、生徒自身が安全な行動をとれるように、関連教科、道徳（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の場合）、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動等において、発達の段階を考慮して、指導することが重要である。

## 5 安全教育の進め方

### (1) 安全教育の基本的な進め方

#### 学校教育活動全体を通じた計画的な指導

学校における安全教育は、関連教科や総合的な学習の時間における安全学習、学級・HR活動と学校行事の健康安全・体育的行事における安全指導を中心として進められることになるが、さらに、児童（生徒）会活動、クラブ活動等の自発的、自治的な活動や各教科等の学習活動、日常の学校生活においても必要に応じて安全指導が行われるものである。したがって、安全教育を効果的に進めるためには、様々な機会における安全学習、安全指導を密接に関連付けながら、全校的な立場から推進していく必要がある。すなわち、安全教育の目標を実現するため、各学校で基本的な方針を明らかにし、指導計画を立て、意図的、計画的に推進する必要がある。また、随時、随所の指導が必要になることも少なくなく、朝の会、帰りの会などの短時間での指導や休み時間などその場における指導及び個に応じた指導にも配慮し、計画的な指導と関連付けることも大切である。

なお、指導計画の推進に当たっては、教職員の共通理解を図るとともに、役割を明確にし、地域の関係機関・団体等を含めた協力体制を整備して進めるよう留意しなければならない。

また、安全教育の効果を高めるためには、危険予測の演習、視聴覚教材や資料の活用、地域や校内の安全マップづくり、学外の専門家による指導、避難訓練や応急手当のような実習、誘拐や傷害などの犯罪から身を守るためにロールプレイングを導入することなどが考えられる。さらに、校内における安全教育とPTA や地域社会における活動等との関連も欠くことができないものである。

#### 安全教育と安全管理との関連

安全教育と安全管理は、一体のものとして密接に関連させて進めていく必要がある。安全教育では、児童生徒等の将来を見据えて、一人一人が生涯を通じて主体的に安全な行動がとれるようにすることを目指す。個人の行動だけでは十分な安全を確保することは困難である。例えば、生活安全について考えるならば、学校内の施設・設備の安全点検と事後措置とを関連させた生活や行動に関する指導を一体的に進めることは、日常生活での事故を減らす

上で欠かすことができない。また、特に低学年においては、安全についてのきまり・約束事を設定することは、個人の思考・判断を補う上で効果的である。すなわち、安全管理によって、より安全な環境づくりを推進していくとともに、安全教育によって児童生徒等自身が安全な行動を実践していくことによって、学校安全活動の効果をより一層高めることが可能となる。

なお、安全教育と安全管理が関連する内容としては、次のような例が考えられる。

ア 安全点検結果に基づく安全管理の評価は、その学校の安全管理及び児童生徒等の安全行動の実態を表すため、安全教育の重要な資料として具体的に活用できる。

イ 継続して行う安全管理の評価は、安全教育の成果を表しているという側面もあり、適切な安全教育が行われることが安全管理の成果をより一層高めていくことになる。

ウ 安全管理では、児童生徒等の問題となる行動をその場その場で改善するよう指示するが、これは見方によっては日常的な指導の一環ととらえることができる。

エ 安全指導では、学校生活の安全管理として把握した児童生徒等の安全に関して望ましくない行動を取り上げ、適切な行動や実践の方法について考え、進んで安全な行動が実践できる資質や能力を培うことができる。

オ 安全管理的な活動についても、教師の指導のもと、児童（生徒）会などを中心とした活動の推進により、自主性を高めていくことによって、児童生徒等に学校等の集団生活における、安全に関する理解を深めさせるとともに、自己管理能力を育成することができる。

## （２）教科等における安全学習

資料P96～108・P119～136

各教科における安全学習については、体育科及び保健体育科を中心に、系統的に進めていく必要がある。特に、事故災害の原因や防止の仕方、あるいは事故発生時の応急手当など、保健の学習において計画的に実施されなければならない。また、他の教科においても、その特性に応じて、生活安全・交通安全・災害安全に関する安全学習を行う。

## （３）学級（ホームルーム）活動における安全指導

学級（ホームルーム）活動の目標と安全指導

学級（ホームルーム）活動の目標は、「学級（ホームルーム）活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員として学級・HRや学校におけるよりよい生活づくりに参加し、諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度や健全な生活態度を育てる」ことである。

学級（ホームルーム）活動における安全に関する指導は、この学級（ホームルーム）活動の目標とともに、児童（生徒）会活動、クラブ活動及び学校行事の目標に応じて、特別

活動の目標を達成する活動として展開されるものであり、特に、学級（ホームルーム）活動における安全指導は、実際に生きて働く知識、態度、習慣などが確実に身に付くことを目指しているといえる。また、学級（ホームルーム）活動における安全指導は、学校における安全に関する指導全体の中で、最も実践的で具体的な指導が展開されるものであり、安全指導における中心的な役割をもつものと位置付けることができる。

したがって、学級（ホームルーム）活動における安全指導の時間は、各教科や道徳、学校行事及び児童（生徒）会活動等の特別活動で指導される安全に関する事項を、児童生徒等一人一人の実態に即して補充し、深化し、統合していくための指導の場であるにとらえることができる。

さらに、指導の効果を高めるために、児童生徒等の主体的な活動となるよう、遊び、話し合い、調査、実習、発表などの機会を通じて学級担任が援助し、安全に関する意識を高めたり、養護教諭などとの協力授業やゲストティーチャーの活用など指導法を工夫したりする必要がある。また、教員と児童生徒等及び児童生徒等相互の好ましい人間関係を育て、児童生徒等が自主的に判断、行動し積極的に自己を生かしていくことができるよう指導する必要がある。

これらは、各教科、道徳等の指導を通して行われる安全に関する指導にはみられない学級（ホームルーム）活動における安全指導の特質である。

### 学級（ホームルーム）活動の内容と安全指導

学級（ホームルーム）活動の内容は、主として、学級（ホームルーム）を単位として、学級（ホームルーム）や学校の生活の充実と向上、児童生徒等が当面する諸課題への対応に資する活動を行うことであり、「学級や学校の生活づくり」「日常の生活や学習への適応及び健康安全」「適応と成長及び健康安全」などが学習指導要領で発達の段階に応じて示されている。

安全指導としては、「健康安全」の中で、例えば、防犯を含めた身の回りの安全、交通安全、防災など、自分や他の生命を尊重し、危険を予測し、事前に備えるなど日常生活を安全に保つために必要な事柄を理解し、進んできまりを守り、危険を回避し、安全に行動できる能力や態度を育成するなどの内容が考えられる。これらの内容から発達の段階に応じて取り上げることになるが、取り上げた内容について、日常生活で具体的に実践できるようにすることが大切である。なお、安全指導については、関係団体等の協力を得て実施される防犯教室、交通安全教室、避難訓練などの学校行事と関連付けて指導を行うことが重要である。特に、火災や地震を想定した避難訓練は、年間計画の中に位置付け、災害時には教職員の適切な指示に従い、一人一人が落ち着いた行動がとれるようにすることが重要である。なお、日ごろから安全に関する実施体制の整備が大切であり、危機管理マニュアルなどを作成しておくことが大切である。

また、防犯や交通安全の指導を行うに当たっては、保護者と連携するなどして作成した「地域安全マップ」を活用するなど、日常生活で具体的に実践できるよう工夫することが大切であると示されている。

#### (4) 学校行事における安全指導

資料P109~111

##### 学校行事の目標と安全指導

学校行事の目標は、「学校行事を通して、望ましい人間関係を形成し、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養い、協力してよりよい学校生活(高等学校においては「社会生活」が加わる。)を築こうとする自主的、実践的な態度を育てること。」である。

この学校行事の目標を安全指導の観点から考えると、学校行事として「生活安全」「交通安全」「災害安全」について、計画的・組織的に安全のための行動の体得に資する活動を行い、よりよい学校生活、社会生活を築こうとする自主的、実践的な態度の育成を目指すものである。また、学校行事が十分に安全な配慮の下に実施され、児童生徒等の大切な生命や身体が守られ、学校生活を豊かで充実したものにしていけることができるのである。したがって、学校行事は、自他の生命を尊重するとともに、安全の重要性を理解して実践することから、安全教育の目標を実現させる上で重要な活動の場となる。

##### 学校行事の内容と安全指導

学校行事の内容は、全校又は学年を単位として、学校生活に秩序と変化を与え、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うことであり、「ア儀式的行事 イ学芸的行事 ウ健康安全・体育的行事 エ遠足(旅行)・集団宿泊的行事 オ勤労生産・奉仕的行事」の五つが示されている。

これらの内容を安全指導の立場から見ると、大きく二つに分けられる。一つは、交通安全指導、防犯指導、防災避難訓練及び安全意識を高めるための行事など、直接、安全について学ぶことを目的とした、健康安全・体育的行事における安全に関する行事である。もう一つは、儀式的行事や学芸的行事など行事本来の目標はほかにあるものの、その行事の効果を高めるためには、どうしても安全に配慮しなければならない行事である。例えば、遠足(旅行)・集団宿泊的行事においては、交通機関の安全な利用、休憩時間中や自由行動時の安全、宿舎での安全、また、校内競技会などの体育的行事や勤労生産・奉仕的行事などにおいては、競技中や作業等に伴う安全について指導する必要がある。

##### 健康安全・体育的行事の「安全に関する行事」における安全指導

健康安全・体育的行事の内容は、心身の健全な発達や健康の保持増進などについての理解を深め、安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するような活動を行うことである。

健康安全・体育的行事のねらいとしては、次のことなどが挙げられる。

健康を保持増進するためには、食事、運動、休養及び睡眠の調和のとれた生活をすることが重要であることを自覚し、児童生徒等が自己の発育、発達や健康の状態などを知り、それらの結果に基づいて、実際の生活の中で自主的、自律的に健康で安全な生活を送る資質や能力を育成すること。

自他の生命の尊重を自覚し、心身の健康や安全を確保するための適切な判断や対処をする能力を培うこと。

体力・気力の充実など、心身の健全な発達に資するとともに、スポーツや運動に親しむ資質や能力を育て、生涯にわたって実践する習慣を身に付ける契機とすること。

競争や協同の経験を通して、公正に行動し、進んで規則を守り、互いに協力して責任を果たすことなど、社会生活に必要な資質や能力を養うこと。

これらを受け、安全に関する行事の留意点としては、次のことなどが挙げられる。

安全に関する行事において、学級（ホームルーム）活動、児童（生徒）会活動及び各教科、道徳などの内容との密接な関連を図り、安全に関する指導の一環としてその充実を期すること。その際、参加の心構えなどについて理解させ、関心をもたせるようにするとともに、事後においては、事件・事故災害から自他の安全を守ることの意義などの指導について十分配慮すること。

自転車運転時などの交通法規を理解させ、事故防止に対する知識や態度を体得させるとともに、災害や犯罪などの非常事態に際し、沈着、冷静、迅速、的確に判断して対処する能力を養い、自他の安全を確保することのできる能力を身に付けること。

避難訓練など安全に関する行事については、表面的、形式的な指導に終わることなく、具体的な場面を想定するなど適切に行うことが必要である。特に、交通安全指導や防犯指導については、新入学児に対して学年当初に日常の安全な登下校ができるよう適切な指導を行うようにする。

誘拐や傷害などによる犯罪被害防止のための適切な対処や行動について理解させ、正しく判断し行動できる態度を身に付けること。

このように健康安全・体育的行事は内容的に多岐にわたるので、その中でも安全に関する行事（「生活安全」「交通安全」「災害安全」に関する行事）の特質に応じて、重点的なねらいを設定するとともに、学校間やPTA、地域との連携、安全に関する諸機関との関連に配慮して実施することが重要である。

#### （５）児童（生徒）会活動及びクラブ活動等における安全指導

児童（生徒）会活動の目標と安全指導

##### ア 児童会活動

児童会活動は、学校生活をともに楽しく豊かにするために学校の全児童をもって組織する異年齢集団の児童会によって行われる活動である。児童会活動は、このような児童



会の集団における望ましい集団活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し、協力して諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育成することを目標としている。

具体的には、児童の発想や創意を生かし、自分たちの学校生活を楽しく豊かなものに築いていこうとする資質や能力を養うことにあるが、そのための活動が、単なる方法や手段となるのではなく、児童の自発的、自治的な活動そのものになることが重要となってくる。

このことを安全指導の観点から考えると、安全指導が目指す、日常生活における安全のための必要な事柄を理解させ、自他の生命を尊重し、安全な生活を営むことのできる資質や能力は、児童会活動における児童の自発的、自治的な実践活動を通じて一層深化され、拡充されていくものといえる。

#### イ 生徒会活動

生徒会活動は、全校の生徒を会員として組織し、学校における自分たちの生活の充実発展や学校生活の改善・向上を目指すために、生徒の立場から自発的、自治的に行われる活動である。このような生徒会の集団における望ましい集団活動を通じて、望ましい人間関係を形成し、集団や社会の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し、協力して諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育成することが生徒会活動の目標である。

この生徒会活動の目標を安全指導の観点から考えると、生徒会活動としての教師の適切な指導の下に、生徒の自発的、自治的な活動によって、自他の生命を尊重し的確な判断力を伸ばし、適切な意志決定と行動選択ができる資質や能力を培うことを通して、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の諸問題を解決しながら学校生活を向上させることにあるといえる。

#### 児童（生徒）会活動の内容と安全指導

児童（生徒）会活動は、全校の児童生徒が協力し合って目標の達成を図り、成果を生み出していく活動であり、全校的な規模のものであることから、安全に関する活動の内容は、児童生徒や学校の実態に即したものでなければならない。

したがって、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の問題に関して、児童会・代表委員会、生徒総会や生徒会役員会、さらに、各委員会の活動等で話し合い、問題解決、実践等の活動を通して学校生活の充実や改善向上を図っていくことになる。また、中学校や高等学校では、地域のボランティア活動へ参加することによって、生徒の関心が広く学校外の事象に向けられるようになることも望ましいことである。

これらの活動の過程を通して、児童生徒の安全意識や実践意欲を高めていくものでなければならない。

### (6) 日常の学校生活における安全指導

これまで述べてきた教科や特別活動等における安全学習、安全指導の他にも「朝の会」「帰りの会」「休み時間」等の日常の学校生活における安全指導も考えられる。学級・HR活動における安全指導とは異なるが、1単位時間の指導内容や学校行事の指導内容を補充、発展させる側面があることから、それらの指導と関連させて進めるように配慮する。また、児童生徒等において、多動と注意力不足等がみられる場合には、その実態をよく把握するとともに、個別的な安全指導の計画を作成し、安全上特別の指導が必要である。

「朝の会」「帰りの会」等の安全指導

「朝の会」「帰りの会」の時間を活用した安全指導では、次の点に配慮して進めることが望まれる。

- ア 児童生徒等の安全に対する意識を喚起するように題材の提示表現の仕方を工夫する。
- イ 1単位時間の学級活動の内容や日常の学校生活における指導との関連を図るように工夫する。
- ウ 学校行事等における指導内容との関連に配慮する。
- エ 児童生徒等の日常生活において安全な行動が実践されているかを評価し、その後の指導に生かすよう工夫する。

「休み時間」等の安全指導

「休み時間」等を活用した安全指導では、次の点に配慮して進めることが望まれる。

- ア 児童生徒等の問題となる行動について、その場その場で改善するよう指示する。
- イ 児童生徒等の安全に関して望ましくない行動を取り上げ、適切な行動や実践の方法について考えさせる。

安全に関する個別指導の配慮

特別支援学級や通級による指導を受ける障害のある児童生徒等とともに、通常の学級にもLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症等の発達障害のある児童生徒等が在籍していることがあり、これらの児童生徒等に対する安全に関する個別指導では、次の点に配慮して進めることが望まれる。

- ア 障害のある児童生徒等の指導に当たっては、特別支援学校や医療、福祉などの関係機関の助言や援助を活用する。
- イ 個々の児童生徒等の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う。

## 第4節 安全管理

### 1 安全管理の目的

学校における安全管理の目的は、児童生徒等の安全を確保するための環境を整えること、すなわち、事故の要因となる学校環境や児童生徒等の学校生活における行動等の危険を早期に発見し、速やかに除去するとともに、万が一、事件・事故災害が発生した場合に、適切な措置ができるような体制を確立して、児童生徒等の安全の確保を図るようにすることである。

このため、学校環境の安全管理、学校生活の安全管理、通学の安全管理、事件・事故災害発生時の危機管理等を、年間の計画に基づいて適切に行う必要がある。その際、「地域に開かれた学校づくり」を進め、誘拐や傷害などの犯罪への対策など、学校や地域の状況に応じた児童生徒等の安全確保の取組を継続的に行うことが不可欠である。

したがって、各学校においては、授業中、登下校時、放課後、学校開放時等における児童生徒等の安全確保のために、家庭や地域社会との連携を図り、具体的な方策を講じる必要がある。

また、安全な環境を整える具体的な方策は、施設・設備等物理的な環境整備や、児童生徒等の行動を規制する人的・社会的な環境整備等を多角的に考慮する必要がある。

ただし、安全管理のみでは、児童生徒等の安全確保の実現は難しく、安全教育と一体的な活動を展開することによって、はじめて学校における安全が確保できるものである。安全管理の意義は、結果として児童生徒等の安全を確保することだけにとどまらない。安全管理における環境整備等は、児童生徒等がより安全な行動を意志決定したり、行動選択したりすることを促すことにもつながる。また、安全管理を行う主体は、原則として校長をはじめとする教職員であるが、児童生徒等が安全管理に適宜参加することにより、児童生徒等の身近な生活における安全管理の能力を向上させることも期待できる。

#### 【参考】独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（第5条2）

##### 「学校の管理下における災害の範囲」

学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合

- 例・各教科（科目）、道徳、自立活動、総合的な学習の時間、幼稚園における保育中
- ・特別活動中（学級活動、ホームルーム、児童・生徒会活動、クラブ活動、儀式、学芸会、運動会、遠足、修学旅行、大掃除）

学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている場合

- 例・部活動、林間学校、臨海学校、夏休み中の水泳指導、生徒指導、進路指導
- 休憩時間中に学校にある場合、その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合

- 例・始業前、業間休み、昼休み、放課後

通常の経路及び方法により通学する場合

- 例・登校（登園）中、下校（降園）中

その他、これらの場合に準ずる場合（文部科学省令で定める場合）

**例**・学校の寄宿舎にあるとき

- ・学校外で授業等が行われるとき、その場所、集合・解散場所と住居・寄宿舎との間の合理的な経路、方法による往復中
- ・高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する生徒が、学校教育法の規定により技能教育のための施設で教育を受けているとき

## 2 学校環境における安全管理の方法

学校環境の安全管理の方法としては、安全点検の実施と改善措置が考えられる。

### (1) 安全点検の種類と対象 資料P113～116

安全点検の対象や内容は多岐にわたる。また、安全点検の対象である学校環境は、常に同じ状態にあるわけではなく、季節あるいは時間、自然災害等により劇的に変化するものである。そのため、安全点検を継続的かつ計画的に行わなければ、環境や行動における重大な危険は見逃される可能性がある。安全点検の確実な実施を促すために、実施方法について法的に定められている。すなわち、**学校保健安全法施行規則**（以下「規則」とする。）によれば、安全点検は、定期的、臨時的、日常的に次表のように行うこととされている。

安全点検の種類	時期・方法等	対象	法的根拠等
定期の安全点検	毎学期1回以上 ・計画的に、また教職員全員が組織的に実施	児童生徒等が使用する施設・設備及び防火、防災、防犯に関する設備などについて	毎学期1回以上、幼児、児童、生徒又は学生が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない <b>（規則28条第1項）</b>
	毎月1回 ・計画的に、また教職員全員が組織的に実施	児童生徒等が多く使用するとと思われる校地、運動場、教室、特別教室、廊下、昇降口、ベランダ、階段、便所、手洗い場、給食室、屋上など	明確な規定はないが、各学校の実情に応じて、上記規則に準じて行われる例が多い
臨時の安全点検	必要があるとき ・運動会や体育祭、学芸会や文化祭、展覧会などの学校行事の前後 ・暴風雨、地震、近隣の火災などの災害時 ・近隣で危害のおそれのある犯罪（侵入や放火など）の発生時など	必要に応じて点検項目を設定	必要があるときは、臨時に、安全点検を行う <b>（規則28条第2項）</b>

日常の安全点検	毎授業日ごと	児童生徒等が最も多く活動を行うと思われる箇所について	設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない (規則29条)
---------	--------	----------------------------	---

## (2) 安全点検の方法

安全点検の方法は、その種類や対象によって異なる。定期の安全点検では、対象が多岐にわたるので、点検の質を確保するためには、教職員全員により、組織的かつ計画的に行われなければならない。日常の安全点検は、児童生徒等の学習活動や学校生活に伴って、常に行われる必要がある。

安全点検の実施計画では、対象や種類別の安全点検表及び項目ごとの観点や分担を明らかにした実施要領を作成し、全教職員の共通理解を図って実施する必要がある。

また、臨時の安全点検については、計画的に実施するものではないが、改修により施設の状況が変化した場合や突発的に必要となる場合もあるので、実施すべき状況やその方法等について事前に検討しておく必要がある。

個々の点検は、対象や項目に応じて、複数の方法を組み合わせる。

目視による点検	地面の凹凸や、ゆがみ、亀裂、ささくれ、金具・鎖等の摩耗、器械等の作動、外柵の破損等を様々な角度から注視して点検する。
打音による点検	ハンマー等で叩いて、ぐらつき、損傷、腐食等がないかを点検する。
振動・負荷・作動等による点検	揺り動かす、ぶら下がる、押す、引く、捻る、実際に動かしてみる等、負荷を加えて点検する。
専門家による点検	遊具や固定施設の構造上、確認しにくい破損、老朽化、金属疲労、腐食、亀裂等の状態等について、定期的又は臨時に点検を依頼する。

## (3) 安全点検の留意事項

### 点検表の工夫

安全点検表の作成に当たっては、その対象となる場所ごとに、点検の観点、点検の方法、判定結果、不良箇所とその程度、改善措置の状況などを記録できるようにする。

また、安全点検や記録の方法を評価し、必要に応じて改善することが必要である。

### 安全点検の形骸化を防ぐ

安全点検の形骸化やマンネリ化を防ぐため、取組の意欲を低下させないよう、目的を再確認し、危険の発見や予測のために意識的に積極的に行う姿勢をもつ必要がある。そのために、担当場所を変えたり、安全に配慮しながら、保護者や児童生徒等を参加させたりするなどの工夫も、効果的であると考えられる。

安全点検後の改善措置

学校環境の安全の確保については、学校保健安全法第28条において「校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合は、遅延なく、その改善を図るための必要な措置を講じ、又は、当該措置を講じることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。」と規定されている。

施設及び設備の安全点検を実施し、児童生徒等の安全の確保に支障となる事項を認めた場合は、危険物の除去、施設・設備の修繕、危険箇所の明示、立入禁止や使用禁止又は使用場所の変更を行うなどの適切な措置を講じなければならない。

大規模な改修を伴う場合など校長が対応できない事項については、学校の設置者に速やかに報告し、適切な措置の実現を図らなければならない。補修・改修履歴等の安全管理に関する情報を設置者と学校が共有する必要がある、人事異動の際にも引き継ぐことが重要である。

3 学校環境における安全管理の対象

対象や項目の設定では、学校種の違い、学校環境等や地域の実情を考慮する必要がある。対象や項目の例を別表に示すが、これらに限定することなく、追加・変更等を行うことが求められる。また、学校開放により一般者が校内施設を使用することが日常的となりつつあるが、学校開放では、開放部分と非開放部分を明確にして、必要に応じて進入禁止場所の明示や施錠等を行う。なお、危害を加えるおそれのある者、不審者等の侵入対策など防犯に関する安全管理について、十分配慮する必要がある。

(1) 校舎内等の安全管理

教室（保育室）	床や腰板などの状態 教室の窓枠 窓ガラスの破損の危険性 机、戸棚、その他の備品の配置	釘、びょう等の危険の有無 窓からの転落の危険性 出入口の扉の危険性 机、いすの破損の有無
廊下、階段、 昇降口、ベランダ	廊下の窓枠の破損の有無 廊下や階段、昇降口、ベランダ等に踏み台となるような物の有無 額等掲示物の固定不全	フェンスの危険の有無
便所、水飲み場	周囲の危険物や昇降口との関係 水飲み場、洗口場、手洗い場等の床の状態（滑らないように）	
屋上	【 常時児童生徒等が使用している場合屋上 】 金網の高さ 床やフェンスなどの破損の有無 【 使用しない場合 】 屋上への出入口の施錠等	天窓の管理

給食室	調理器具の保管状態 防虫網の整備 火気の後始末や電気・ガス使用の管理 運送用のコンテナの取扱い	ねずみや害虫等の駆除 刃物類の始末
特別教室等	【 理科室、技術室、家庭科室、図画工作室等 】 薬品戸棚の管理 刃物類の管理 実験用の危険薬品や保健室の薬品の管理	電源・ガスなどの安全装置 危険標識等の整備
体育館（遊戯室）	床板や壁面の破損状況 体育施設や体育用具の破損の有無 取付け口や固定口の破損の有無	電源等の安全
校舎等の外壁	校舎・園舎の外壁の亀裂 表面仕上げ材の浮きによる剥落等の危険の有無	

## （２）校舎外等の安全管理

校舎外・園舎外の安全管理としては、運動場・園庭等、体育施設、運動用具等の倉庫、プール、足洗い場等が考えられる。これらの安全管理については、外部環境や一般の者との接点が多いものであることに留意する。なお、施設や器具・用具については、それ自体の安全管理だけでなく、使用法や扱い方も重要である。

（「第2節 学校生活の安全管理」参照）

運動場・園庭等	地面の勾配 排水の状態、危険物（ガラス、石、くぎ等）の除去 など	凹凸の状態
遊具、体育等の固定施設、移動施設	【 固定施設 】 遊具、鉄棒、野球場等のバックネットなどの破損の有無や周囲の状態、設置状態、砂場、掲揚塔などの塔の状態 【 移動施設 】 サッカー、ハンドボールのゴール等の固定の状態、破損の有無等	
運動用具倉庫 用具室	整理・整頓状況 用器具等の保管状態や取扱い	施錠状況 児童生徒等の出入状況
プール	浄化・消毒装置やシャワー、洗眼器などの設備が設置目的に合った機能を果たしているか プールの中に危険物や異物混入はないか 排水口、プールサイドが安全な状態に保たれているか	
足洗い場	周囲の危険物の有無 周囲が滑りやすくなっていないか	排水の状態 など

4 通学路の安全管理

資料P49

通学の安全管理は、児童生徒等の通学時における安全の確保を目的とするもので、通学路の設定とその安全確保及び通学的手段に対応した安全管理が主な対象となる。

(1) 通学路の設定

通学路の設定とその安全確保に当たっては、次表のとおり交通事情等を考慮するとともに、誘拐や傷害などの犯罪被害防止についても考慮し、教育委員会をはじめ関係機関と協議し、可能な限り安全な通学路を設定する。

交通事情等を考慮する	できるだけ歩車道の区別がある 区別がない場合、交通量が少ない、幅員が児童生徒等の通行を確保できる遮断機のない無人踏切を避ける 見通しの悪い危険箇所がない 横断箇所に横断歩道、信号機が設置されたり、または、警察官等の誘導が行われたりしている
誘拐や傷害などの犯罪被害等を考慮する	不審者に遭遇しやすい危険箇所（入りやすく見えにくい場所）を避ける 落書き、散乱ゴミ、放置自転車など管理が行き届いていない場所や、地域の関心が薄い場所を避ける

(2) 通学路の安全確保

学校は、児童生徒等が充実した学校生活を送るためにも、保護者や警察等の関係機関、地域の関係団体等との連携を図り、次表を参考に通学路の安全を確保することが重要である。

安全確保のための指導	児童生徒等一人一人の通学方法の把握し、危険な箇所については通学路の変更や安全確保のための指導を行う 通学路の安全マップを作成し、要注意箇所や「子ども110番の家」等の緊急避難場所、緊急時の対処法の指導などを児童生徒等に周知する 部活動等で下校時刻が遅くなる場合の下校の仕方を指導する 集団登下校の方法や留意事項（道路事情、交通事情、規律ある行動等）について指導を行う 安全教育を計画的に実施し、危険予測・回避能力を身に付けさせる
家庭・地域・関係機関と連携した安全確保の対策	通学路を表示する標識を適切な箇所に設置する 場所や状況により交通規制を要請する 警察官等による誘導や指示、交通安全や犯罪防止のために必要な設備等の設置を要請する 障害物の放置、工事状況、催し物の実施等に関連して、通学路を点検し適切に対処する 自然災害発生時には、臨時休校、登下校時刻や通学順路の変更、保護者の同伴登下校、教職員の引率等を行い適切に対処する 保護者・関係機関等との連携を円滑に行い、地域全体で児童生徒等の登下校を見守る体制を整備する



### (3) 通学的手段に応じた安全管理

通学手段（交通手段）に応じた安全管理では、次の事項に配慮する必要がある。

徒歩通学	悪天候時等の状況における安全確保の検討
自転車通学	通学における使用のきまりの遵守 自転車に関する道路交通法等の規則の遵守とマナーの徹底 ヘルメット・雨具の着用（傘さし運転の禁止） 車両点検、保険加入、防犯登録 駐車における管理学校周辺や校門周辺での他の生徒との混雑緩和 歩行者、特に、高齢者、幼児、障害のある人たちへの配慮
バス・電車等による通学	乗降時や乗車中の行動、降車後の横断や移動等の注意 歩行者、特に、高齢者、幼児、障害のある人たちへの配慮
二輪車・自動車による通学	通学における使用のきまりの遵守 車両点検、保険加入 駐車における管理、学校周辺や校門周辺での他の生徒との混雑緩和 歩行者、特に、高齢者、幼児、障害のある人たちへの配慮 歩行者等に対する加害事故を起こしやすいことに留意する。

## 第5節 学校安全の評価

### 1 安全教育の評価

#### (1) 安全教育の評価の意義と内容

安全教育において評価を行うことは、一人一人の児童生徒等が安全教育の目標をどの程度達成したかを知るとともに、教育内容や方法における問題点を明らかにし、よりよい教育内容・方法を作り上げていく上で非常に重要である。

安全教育の評価においては、事故の発生件数のみによって、その成果を測定しがちである。しかし、事故は危険な状況や行動の一部が結果として現れたものである。児童生徒等は、安全教育を通じて安全に関する望ましい資質や能力を身に付け、その結果として事件・事故災害の発生が防止できる。したがって、安全教育の評価においては、多様な側面から評価を行うことが可能であり、また、そのことは大変重要である。特に、事故発生の主要因である行動と、それにかかわる諸要因について調べ、評価することは、安全教育の評価の基礎といえる。例えば、安全に関する知識、態度等は、安全教育を評価する上で重要かつ基本的な内容である。また、安全行動の実施状況を調べることも、直接事故防止につながるため、貴重な情報を得ることができる。これらは、現在の生活における安全行動を反映するとともに、将来の生活においても重要な意味をもつ。そして評価によって得られた情報は、今後の安全教育を改善する上で貴重な資料となる。

また、安全教育の指導計画に盛り込まれたことが、適切に実施されたかどうかを評価するこ

とも不可欠である。内容や方法が適切であったか、指導体制が確立していたか、日程や時間に問題がなかったか、安全教育に関する活動の連携がとれていたかなどは、安全教育の評価項目として重要である。これらに問題があった場合には、計画に改善を加えて実施し、さらなる評価を行うことが必要である。

## (2) 安全教育の評価の方法

安全教育を評価するための方法としては、質問紙法、面接法、観察法などが用いられる。質問紙法や面接法は、安全教育によって身に付けた知識や態度を知る上では最も一般的な方法である。しかし、質問の内容の妥当性・信頼性について検討する必要があり、また、回答は主観的なものになりがちである。その点、観察法は、特に実際の行動を調べる上で有効な方法である。また、質問紙調査が難しい年少者に対しても使用することが可能である。しかし、観察したときの行動が、その人の行動全体を表しているかなどの問題点もある。このようにそれぞれの評価方法には短所・長所があることを理解し、いくつかの方法を併用して、評価を進めていくことが实际的である。もちろん、児童生徒等だけではなく、保護者への質問などから得られた情報も貴重である。安全教育の評価項目としては次のような内容を挙げるができる。

生活安全・交通安全・災害安全それぞれに対して、

- (1) 日常生活における事件・事故災害の現状、原因及び防止法について理解できたか。
- (2) 現在及び将来に直面する安全の課題に対して、的確な思考・判断に基づく意志決定や行動選択ができるようになったか。
- (3) 日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、自主的に安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善できるようになったか。
- (4) 自他の生命を尊重し、安全な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全に進んで参加・協力できるようになったか。

安全教育の指導計画の評価については、指導計画の評価表などを作成して、項目ごとに評価を行うことが望ましい。評価項目としては次のような内容が挙げられる。

- (1) 全校的な指導体制が確立されているか、教職員間の連携がとれているか。
- (2) 日程や時間、実施回数は適切であるか。
- (3) 安全管理との連携がとれているか。
- (4) 児童生徒等の実態、地域の特性を反映しているか。
- (5) 指導の内容や方法に問題はないか。
- (6) 指導に必要な教材・教具、資料等が整備されているか。
- (7) 保護者や地域諸機関の協力や理解が得られているか。

## 2 安全管理の評価

### (1) 安全管理の評価の意義

安全管理は、現在有効に機能しているように見えても、状況の変化等により潜在的な危険をはらみ、十分でない場合がある。

将来、安全管理の対象や項目が変わったり、安全上の新たな問題が生じたりすることにより、現在の方法を改善する必要がある場合がある。また、人事異動等により、教職員の安全管理に関する共通理解が低下することも考えられるため、安全管理に関する評価が必要となる。

安全管理の評価の意義は、安全管理の実態を把握することにより、安全管理の対象、観点・方法が、安全管理のねらいに合致しているか否かを検討し、より有効な安全管理のための改善策を明らかにすることにある。なお、評価結果を教職員全員にフィードバックしたり、必要に応じて保護者、地域関係者及び児童生徒等にフィードバックし、その後の指導や管理に生かすことは、安全管理へのより積極的な参画や、安全管理についての改善策の提案を促すことになるので、積極的に行うべきである。特に、施設・設備の活用状況や安全点検等についての評価は、具体的なチェックカードなどを作成し、結果を検討し速やかに対応することが重要である。

### (3) 安全管理の評価の観点

評価の観点は、児童生徒等の生命や身体の安全を確保し、安心して生活できるようにするという立場から、できるだけ具体的にしておくことが必要である。次に、一般的な観点を示すが、それらを、学校や地域の実情に合わせて、より具体的で、より適切なものに工夫して設定することが望まれる。

なお、安全管理の総合的な評価としては、事故や災害の発生率や発生内容等も指標となる。

	評価の観点	評価の内容
1	安全管理計画の評価	学校環境の安全管理に関する計画は適切であったか 安全管理に関する実施要領、マニュアル等は適切に機能するように作成されていたか 計画されたことが実行され、明確に記録されたか
2	安全点検の評価	点検項目は適切であったか 安全点検は計画的に実施され、必要な改善措置がなされたか 全教職員の共通理解の下に実施されたか
3	事件・事故災害情報管理の評価	事件・事故災害の情報収集、連絡体制は整えられていたか

### 3 安全管理の評価の方法

評価の方法は、その目的や対象・項目等に応じて、担当者や具体的方法を検証すべきである。評価の担当者は、項目へのかかわりを考慮し、教職員の中から適宜構成する。必要によっては、教職員全員が評価にかかわることもある。また、保護者、地域関係者及び児童生徒等の参加も、適宜検討されるべきである。安全管理評価の客観性、信頼性を高めるためには、計画的な評価、量的な評価、質的な評価、組織的な評価が必要である。具体的方法の検討の際には、以下のようない情報が有用である。

- ア 計画や実施要領、マニュアル等の内容、有効性等に関する、関係者や担当者からの意見
- イ 計画や実施要領、マニュアル等の内容の実施状況
- ウ 安全点検等の記録結果やそれらの収集結果
- エ 児童生徒等の行動等の実態や規則などの遵守状況
- オ 事件・事故災害の発生状況

### 4 危機管理マニュアルの作成

学校においては、学校保健安全法第29条(資料P117)で規定されている「危機管理マニュアル」を作成するものとされている。

生命や心身等に危害をもたらす様々な危険から児童生徒等を守るためには、学校や地域社会の実情等に応じた実効性のある対策を講じなければならない。その中心となるのは、学校が行う危機管理であり、事前に、学校は適切かつ確実な危機管理体制を確立し、危機管理マニュアルの周知、訓練の実施など、教職員が様々な危機に適切に対処できるようにする必要がある。

学校の危機管理では体制づくりが重要であり、校長、副校長が責任者となり、校務分掌により安全を担当する教職員が中心となって活動できる体制を作り、教職員はそれぞれの状況に応じて平常時から役割を分担し、連携をとりながら活動を進めていく必要がある。

学校は事件・事故災害発生時には迅速かつ適切に対応することが求められる。危機管理マニュアルに沿って、危機管理責任者である校長を中心に遺漏なく対応し、児童生徒等の安全を確実に確保し、速やかな状況把握、応急手当、被害の拡大の防止・軽減等を実施する。

学校において事件・事故災害が発生した場合には、児童生徒等の安全確保や通報など、必要な措置を行うとともに、速やかに適切な応急手当が行われなければならない。応急手当は、傷病の悪化を防ぎ、引き続いて行われる専門的処置の有効性を高めるための手当であり、傷病者の苦痛を緩和する効果もある。応急手当には、迅速さや正確さが要求される。よって、応急手当が適切に行われるためには、学校全体の救急及び緊急連絡体制が確立されている必要がある。

また、AEDについては、インジケータのランプの色や表示が正常に使用可能な状態を示していることを日常的に確認するなど、適切な管理が必要である。加えて、全教職員が様々な状況や傷害等に対する応急手当の手順と技能を習得していることが求められる。